

議案第30号

千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程

千代田区教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

学校

幼稚園

保育園

こども園

児童・家庭支援センター

児童館

千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程を次のように定める。

平成29年10月24日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の臨時代理等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)法第13条第2項の規定により千代田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指名する委員(以下「教育長職務代理者」という。)の権限に属する事務の委任又は臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時代理等)

第2条 教育長職務代理者は、法第25条第4項の規定により次の各号に掲げる事務を、千代田区教育委員会事務局子ども部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

- (1) 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第23号)第2条の規定により教育長に委任された事務及び事項
- (2) 千代田区教育委員会事務局文書専決規則(昭和27年千代田区教育委員会規則第7号)第2条の規定により教育長が専決することができる事項

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。